令和３年１月６日

産業医部会部会員各位

鎌倉市医師会会長　山口　　泰
産業医担当理事　木村　耕三

定期健康診断等における血糖検査の取扱いについて（周知依頼）

標記の件につきまして神奈川県医師会より通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会 HP にもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神　奈　川　県　医　師　会
産業保健担当理事　池　田　信　之

定期健康診断等における血糖検査の取扱いについて（周知依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記のことにつきまして日本医師会 神村常任理事より本職宛てに周知依頼がございましたので、別添のとおりお知らせいたします。

つきましては、貴会会員及び産業医の先生方にご周知いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先
保険医療学術課　担当：深澤
横浜市中区富士見町３－１
TEL045(241)7000　FAX 045(241)1464
E-mail　y-fukazawa@kanagawa.med.or.jp

（健Ⅰ205）
令和２年12月25日

都道府県医師会
産業保健担当理事　殿

公益社団法人　日本医師会
常任理事　神村裕子

定期健康診断等における血糖検査の取扱いについて（周知依頼）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課より、本会宛に件名についての周知協力依頼がありました。

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第43条、第44条、第45条及び第45条の２の規定に基づく定期健康診断等の項目のうち、血糖検査の取扱いについて、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査との整合を図り、下記内容に変更となりました。

今般の変更は、マイナポータルを活用するＰＨＲとの関係も含めて対応を整理し、事業主健診におけるＰＨＲの推進のため、その在り方や実施方法等について検討を行った結果であり、別添により各都道府県労働局宛に、既に通達されております。

つきましては、本件の主旨をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡区医師会等への本件の周知方につきまして、特段のご高配を賜わりますよう、お願い申し上げます。

記

血糖検査は、空腹時血糖又は随時血糖によることを原則としてきたが、ヘモグロビンA1c検査を行った場合についても、血糖検査を実施したものとする。

また、ヘモグロビンA1c（NGSP値）を測定せずに随時血糖による血糖検査を行う場合は、食直後（食事開始時から3.5時間未満）を除いて実施することとする。

事　務　連　絡
令和２年 12 月 24 日

日本医師会　御中

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課

定期健康診断等における血糖検査の取扱いについて

標記について、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 43 条、第 44 条、第 45 条及び第 45 条の２の規定に基づく定期健康診断等の項目のうち、血糖検査の取扱いについて、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく特定健康診査との整合を図り、下記のとおりとした旨、別添により各都道府県労働局あて通達しました。

つきましては、これらの内容について御了知いただくとともに、関係機関等への周知へ御協力いただきますようお願いします。

記

血糖検査は、空腹時血糖又は随時血糖によることを原則としてきたが、ヘモグロビン A1c 検査を行った場合についても、血糖検査を実施したものとする。

また、ヘモグロビン A1c（NGSP 値）を測定せずに随時血糖による血糖検査を行う場合は、食直後（食事開始時から 3.5 時間未満）を除いて実施することとする。

別添

基発 1223 第 7 号
令和２年 12 月 23 日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（公　印　省　略）

定期健康診断等における血糖検査の取扱いについて

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく定期健康診断等について、「経済財政運営と改革の基本方針 2019～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～」（令和元年６月 21 日閣議決定）において、「生まれてから学校、職場など生涯にわたる健診・検診情報の予防等への分析・活用を進めるため、マイナポータルを活用するＰＨＲとの関係も含めて対応を整理し、健診・検診情報を 2022 年度を目処に標準化された形でデジタル化し蓄積する方策も含め、2020 年夏までに工程化する。」等とされたことを踏まえ、健康・医療・介護情報利活用検討会健診等情報利活用ワーキンググループの事業主健診作業班において、事業主健診におけるＰＨＲの推進のため、その在り方や実施方法等について検討を行ったところである。

本作業班における検討を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 43 条、第 44 条、第 45 条及び第 45 条の２の規定に基づく定期健康診断等の項目のうち、血糖検査の取扱いについて、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく特定健康診査との整合を図り、下記のとおりとしたので、関係者への周知徹底を図るとともに、的確な実施に遺憾なきを期されたい。

なお、下記については、本日からの取扱いとすること。

記

血糖検査は、空腹時血糖又は随時血糖によることを原則としてきたが、ヘモグロビン A1c 検査を行った場合についても、血糖検査を実施したものとする。

また、ヘモグロビン A1c（NGSP 値）を測定せずに随時血糖による血糖検査を行う場合は、食直後（食事開始時から 3.5 時間未満）を除いて実施することとする。

なお、本通達をもって、「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」（平成 29 年８月４日付け基発 0804 第４号）の記の３の血糖検査の取扱いを廃止する。